

児童生徒の障害の種類・程度と就学の判断

1

視覚障害

- ①両眼の視力がおおむね 0.3 未満
- ②視野狭窄等が高度の視機能障害

拡大鏡等の使用によっても通常の文字等の認識が不可能又は著しく困難な程度

小・中学校

特別支援学校
(視覚障害)

2

聴覚障害

- 両耳の聴力レベルが
おおむね 60 デシベル以上

補聴器等の使用によっても通常の話声の理解が不可能又は著しく困難な程度

小・中学校

特別支援学校
(聴覚障害)

3

知的障害

- ①知的発達の遅滞があり、意思疎通が困難で日常生活で頻繁に援助を必要とする程度
- ②上記の程度に達しない場合

社会生活への適応が著しく困難な程度

小・中学校

特別支援学校
(知的障害)

4

肢体不自由

- ①補装具によっても歩行、筆記等、日常生活の基本的動作が不可能又は困難な程度
- ②上記の程度に達しない場合

常時医学的な観察指導を必要とする程度

小・中学校

特別支援学校
(肢体不自由)

5

病弱・身体虚弱

- ①慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患、神経疾患、悪性新生物等の病弱者
- ②身体虚弱者

継続して医療又は生活規制を必要とする程度

小・中学校

特別支援学校
(病弱)

6

言語障害、自閉症・情緒障害及び発達障害等

障害の種類や状態に応じて、小・中学校の特別支援学級における教育や通級指導教室による指導及び通常の学級における指導等様々な指導形態により教育を行う。

※ 上記基準の 1～5 に該当しなければ、特別支援学校の小・中学部へ就学することはできません。

該当したお子さんのうち、市町（組合）教育委員会が特別支援学校へ就学することが適当と認めるとき、特別支援学校に就学することとなります。

教育支援委員会（就学指導委員会）

特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対し、一人一人のニーズに応じた適切な就学先を決定することは、極めて重要なことです。この役割を担っているのは、市町（組合）及び都道府県の教育委員会です。市町（組合）や都道府県の教育委員会は、保護者との相談を重視し、保護者や専門家の意見を聴くなどして、適切に行う必要があります。

このために、市町（組合）及び都道府県の教育委員会には、医師、教育職員、児童福祉施設職員など各分野の専門家で構成する『教育支援委員会』等が置かれています。京都府教育委員会においても、就学先の決定について悩んでいる保護者に対して京都府就学巡回教育相談を行っています。